古史徵

自第五十七段
至第百五段

三下

太政官文庫
和書門 類
八五〇一 號
九三 函
一 架
一 冊

内閣文庫
和書 類
八五〇一 號
一一 冊
一四三 函
一二 架

内閣文庫
番號	和 8501	
冊數	11（ 9 ）	
函號	143	431

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

○第五十七段

此段。於是と云より。殿門而と云までは。もはら古語拾遺を採
て記せる中に。大宮能賣命宇受賣命同神なるよし。又それ別
名あげられ事は古史傳にいはれ。○天石戸別命亦名櫛石窓命亦名豊石窓命
また元書に。天石戸別命と云名なく。豊磐間戸命櫛石間戸命
二神とあれど。此を石戸別命を。御門の左右に祭る故にのみ
別名なるを。二神と為られて誤れるなり。下に引る古事記よら
もて改めらるゝなり。また元書に。是並太玉命之子也とあるも非なり。其由を古史傳に委くいへり。○
天太玉命と云より。仕奉矣までは。此も古語拾遺に。殿祭門祭
者元太玉命供奉之儀とある。其は此時あらでいはその有らむ。

明治九年購求

故ゝ、に載せり。○故天宇受賣命者御巫猿女君等之祖也。御巫の職なり。宇受賣命は此時の所由に依て。其裔なる猿女君氏は女を任さまへる職なりし事。これも同書に見えたるに依て記しつ。○天石門別神此神者御門之神也。古事記に。皇美麻命御天降の段に。天石戸別神亦名謂櫛石窓神。亦名謂豊石窓神。此神者御門之神也と有るを採れり。さて其亦名まで御裔の諸氏は事は。姓氏録また餘の書等ども。合せ考へて記せるを。其は古史傳に委く記せり。

○第五十八段

此段は。古事記に。故天照大御神出坐之時。高天原及葦原中國自得照明となるぞ。古語拾遺に。當此之時上天初晴。衆俱相見。面皆明白。伸手歌舞。相與稱曰とぞ。此歌の事を採て文を成せり。但し古事記に。高天原及葦原中國とあるを。天原及天下と記る由は。第四十三段に云へるが如し。此者大直會之縁也と云文は。後に神事に直會といふ事のあるは。此時の禍事の直るを歓喜びて。諸神のかく舞ひ歌ふ故實に因るなり。論ひあれども記せる文なり。委くは古史傳に云へるを見よ。

○第五十九段

此段。於是と云より。令拔云々之爪而までは。古事記に。於是八百萬神共議而。於速須佐之男命負千位置戸。亦切鬚及手足爪令拔而と有を採る。拔具。髮などの字は。神代紀に採て補へる。

〇以手爪と云より。今祓竟までは。天石窟段第三の一書に。即科素戔嗚尊千座置戸之解除。以手爪為吉爪棄物。以足爪為凶爪棄物。乃使天児屋命掌其解除之太諄辞而宣之焉。世人慎收己爪者。此其縁也。第二の一書に。已而科罪於素戔嗚尊。而責其祓具。是以有手端吉棄物足端凶棄物。亦以唾為白和幣。以洟為青和幣。用此解除竟と有を採て合せて文を成せり。其中に。割天小菅掃而と云ことなきを。神楽歌に依て補へるを其由古史伝に云を見よ。〇八百萬神と云よりして。逐降矣までは。第三の一書に諸神嘖素戔嗚尊曰汝所行甚無頼故不可住於天上。亦不可居於葦原中國宜急適於底根之國。乃共逐降去。と有を採て記せ

るが中に。悪也を元書に無頼とあるを。曰くタノモシゲナシ。コノモシゲナシなど訓れど。漢文の無頼とをいひて訓ると聞えて。古言ともおぼえ給ず。今は意を得て改め給つ。〇世人と云より以下も。上に引る第三の一書に採れり。

〇第六十段

此段。天児屋根命の御系の事なり。まづ延喜六年に。其御裔大中臣氏人等より奏進られし。中臣氏系図に。添られし解状に。新撰氏族本系帳事。夫本系者。所以立祖宗分照穆正盛吹表後生之書。爰自居々登魂命以往。本記雖存朴略不詳。從大祖天之児屋根尊以来。父子相承兄弟載録。凡厥條分支別之類。必以編次

不失故實云々。先祖之後度々相承勘造圖牒或別祖之後倒錯
不明云々。因茲申下上宣鳩集先後本系及家々古記戸々門文
等始従去寛平五年十四載之間實録粗畢。仍集為巻名曰新撰
氏族本系帳惣造一巻云々。恐有遺脱假令雖漏此帳未首不虚
捜實處分。不必確執尚所以不棄人之心也。于時延喜六年。歳次
丙寅焉。系圖略之。とありて。追次文に。去貞観五年十一月三日。勘造
件帳進官已畢。而先帳歴年後生未載。爰被上宣具所撰録加以
此氏供奉神事良有以矣。苟非其人恐致咎祟。望請准例被踏官
印依件分納将為後鑒。仍録事状申上。如件謹解。延喜六年六月
八日と記し。従五位上神祇大副大中臣安則朝臣。少副正六位

上大中臣良臣朝臣なと始め。九人の名を連署されたり。此系
上祖の系図は。去貞観五年に奏進せる故に。之を略されたり。図に
進次文に見えて。中臣氏は鼻祖常磐大連と云より。末の系図を
記されたり。かくて貞観の度に奏進られし本系帳を。今傳く
ら孫どもを。所謂大系図に載られたる。児屋根命より次々記さ
れてなる系図。其あるべく所思されば。又右文に貞観に勘造
れ不由見え。まさに下に依去天平宝字五年撰氏族志時之宣勘
造所進本系帳云と云ることを有て。此は姓氏録序に萬方庶民
陳高貴之枝葉三韓蕃賓称日本神胤時移人易罕知而言宝字
之末其争猶繁。仍聚名儒撰氏族志抄と有るを徴まるぞ。
中臣家なく本系を勘正されしを。甚古き事なりけれ。是解状
の趣を見れば。既く貞観延喜の頃よりも。居々登魂命より以往は
更なり。児屋根命より後裔さへに。倒錯せる事は有て。詳明な
らざりしを。多年に勘て。児屋根命より以来は。粗正しく録せし
ど。なほ其父神居々登魂命より以往は。本記朴略にして詳に

は知らざる趣なり。然と今此に津速産霊神を其始祖に系け。次に天相命の次に興台産霊命と序次なる事は。凡て姓氏録に擬きたり。此録を撰定給へる弘仁五年は。本系帳を勘造らせし貞観五年より。五十年前なり。其は彼録に。津速魂命三世孫天兒屋根命と有て。其始祖を此神に係るな。是事實に熟符て。正き傳と通え。其由は古史傳に云と見て辨ぜし。そゝき彼録に擧らざるる。兒屋根命の御裔の姓々く。甚多かれども。此神を王前の御祖の名の無を思ふ。彼録の旨は。此神を始祖に係るなるを著し。故是に拠たり。其は姓氏録を撰給へる弘仁の頃も。家々の古記。戸々の門文等にも。此神より前の御祖を記し傳へたるが無りし故に。奏上ざりしなるべし。故天相命を此次に係る事は。山城国。天神部に。呉公天相命十三世孫雷大臣命之後

也とある。雷大臣命は。藤原系図に拠て考るに。兒屋根命の十一世孫なれども。其十三世祖は。天相命に當れり。然れど雷大臣命の十四世祖は津速魂命にて。天相命は其子に坐せし。兒屋根命には。祖父に坐おと炳焉し。故此呉君の処乃文。今の本雷大臣命と香太臣命に誤て。傍に。香太一作雷とあり。今は信友が校合なる。古本二つ共に雷大と有と。傍書に一作雷と有とに従れり。此文を旧事紀に拠て作れる。後系図書と合せ見て。香太臣命とある本に従至。此は伊香津臣命の。伊を脱なるらむと云る説も聞れど。甚しき非説なり。予が心には。香太臣命とあるは。旧事紀を取て作れる。系図に従むとせる徒の。彼に合さむとて。雷を香と作るなるらむとさ覚ゆるなるをや。扨て武乳速命は。姓氏録に。津速魂命男と有て。古史傳に引るが如し。但し天相命と兄弟の順次知がたし。あるは非ず。文の次。然ど。姑天相命の上に挙たり。そは那意手の宜くまでぞなり。故此命は。姓氏録にのみ見えて。他書に

見えたり。舊事紀には。興登魂命ノ兒天ノ兒屋ノ命。次ニ武乳遺ノ命と記し
て。兒屋ノ命の弟とせられて。傳の混ひたる謬なり。姓氏録の趣にては。
兒屋命の御叔父に坐なり。さて此命の名の速字を。姓氏録旧
生の門人。静観窩慵翁と云し人の撰せる。神代系図傳と云ふ
ものに速と作り。此は當時ありつる古本の有しに據れるな
るべし。今はしばらく天相命の別名と。市千魂命と記せる事は旧
事紀神代系紀の條に。津速魂尊兒市千魂尊兒興登魂命兒天兒屋命
と有を採れり。其ハ右に引る解状に。求首不虚。捜実ノ云ことある謂になりけるなり。但し彼紀に
も偽り作れる神名も多かれど。此をも其一ならむと。疑ひ思ふも
有けれど。其も委からぬものながら。此神社もあれ。他書に見えたる
事も無れども。彼紀に拾収て存れるは。あたらしき賜物なり。後世
に私に作れる書どもに。此神名どもを挙たるは。旧事紀に本づ
けるにて。記せるなればこそ疑ひなからまし。今云ふごとくに非ず。其
は實を捜らず深く考るに。父神の御名を津速産霊神と申し。
兄弟の御名を武乳速命と申すに熟符ひて。其由古史傳の興台産霊命の下に
委く云へるを。彼紀を纂成せる人などの杜撰て出けき神名に
見るべし。
非ず。然れども正しき帳に遺脱ありとも。必其に確執あるまじく。
古史傳に御名の義を釋るを見て思ひ辨べし。人皆心を勿棄そよ。
案に。彼神代系紀の條なる。万魂尊八十万魂尊など云ふ神名は。ま
れ市千魂命の千魂といふ言なき。神名式に。越前国敦賀郡に
天八百萬比咩神社とあれ。是らを思ひあはせて。妄に作れるを。此
神名なるべし。然るにまれを。八十万と云ふ言を古言にあらざれ
は八百萬神と云へるを。書紀にはこれ八十萬神と記されたるを
見て。其古語なることを得知らざりて。なかなかなる物なり。然るを
に後世に記る系図書どもに。旧事紀に本づきて作れるも。彼
万魂尊と云ふを。八百萬魂尊と作るは。八十萬魂とあるべきなりし。

いくのぐなりけり。ゆて獨化天神と記せは神名の中に。天合尊と云へるを。上に引る姓氏録文に。天相命とあるを拾修まて。相を合にこのんなはあり。さはにあるを。亦云天鏡尊と云るは妄言なり。天三降尊と云へるは。鏡速日命は供奉三十二神の中に。天三降命豊国宇佐国造等祖と云ふあれども。さは古書にありしに依りて。加へなはあるべけれど。神代系紀條に云は。獨化天神第二世之神也と記して。獨化天神第六世と坐は。高皇産灵尊の詔命に依て降坐は。神の供奉神の処に立せはるいくのにぞや。神代系紀條にも尊と書き。供奉神の処にも命と作るを。別神なる由など思ひせむられ所為なるべけれど。美古登といふも同じきに。如此く字を書別ることやは。書紀の撰者乃始給ひける事なるを。然るを知らざりにこそ。まさ天八下尊と云へはも。此三降命より思ひはきて。新に作まる神名と通えたり。それ天八百日尊と云つるも。更に拠どころもなき。妄作神名にて。彼最初なる。天譲日天狭霧国禅月国狭霧尊れ類なるこ空論ひなし。まさ振魂尊児前玉命掃部連等祖とける振魂命ハ。姓氏録に。天神部に修ら連なる誤を其儘に受て。神代系紀の天神に撫ひ採まるなり。実きを振魂命ハ。第二十五段に記せるごとく。和多都美神の子に坐をや。なほ神代系紀條の。妄説と誤ることを辨ずむなく。いと多くはまど。所狭くらはさなまを此にいへれば。然るに。うく妄なは神

代系紀と。其儘採て作まる。系図どもれ世に多うはき。いさも概なき事ぞかし。既く延喜六年に。大中臣氏人連署して奏進らきなる解状に。先後れ本系。まさ家くれ古記。戸この門文等と集め勘へるに。已に登魂命より以往き。譜なしと記さまりしをや。さて神代系紀に。妄作神名き。このく多く稀に。市千魂の御名き。此比類にはあらざりけれ。ゆて天相命れ次に。興台産靈命と係なる由き。神代紀に。興台産靈兒天兒屋命。姓氏録に。中村連已。登牟須比命子。天乃古矢根命之後也と有に拠まり。是ゆく。兒屋根命と。津速魂命。三世孫といふ世数なく符ま。○娶と云ふより所生之子と云ふやうは。藤原系圖に。天津兒屋命本系帳に云。興登魂尊。娶玉主命之女許登能麻遅媛命所生と有を採て記せは。が中に。玉主命を。まさ天石門別安国玉主命とも申せることは。神名式の考證に。度會延經が考へ記せるに拠まり。委くは。古史傳に云つを見

なれ〇中臣連より壹岐直までは。姓氏録と採れり。〇四国之
ト部等之祖也と云ことは。前にも引る童蒙抄に。石窟閉の時
乃ト事の事を記して。彼思兼神なり。今のト部氏の遠祖なりと
有に依れり。其は思兼神。やがて兒屋命にませばなり。そは第五十二
段・第百三十三段の徴及傳・此段の傳に註せるを見て辨ふべし。さて兒屋根命。津速産霊神。興
台産霊神の亦名どもの事は。古史傳に委く云へるを見べし。
〇或人問。思兼神と兒屋命と同神なりと云こと。古史傳に註
せる趣にては。然る説に聞ゆれども。其出自違へるに似たり。
けるは。兒屋命は。姓氏録の趣にて。津速魂命の御曽孫なるこ
と炳なるを。思兼神は。古事記に高御産巣日神之子と見え。書
紀一書にも。高皇産霊尊之息と見え。またこの一書にも。豊秋津
姫命を。思兼神之妹とあり。此姫命は。高皇産霊神の御子なる
こと。同紀及古事記。其餘の書どもにも見えて違ひなければ
思兼神は。高皇産霊神の生子にて。豊秋津姫命の兄に坐こと
疑なくおぼゆ。然るに。兒屋根命と同神と決むことは。強説に
非じや。殊に古語拾遺に。天地剖判之初。天中所生之神名。曰天
御中主神。次高皇産霊神。是皇親神留岐命。次神皇産霊神。是皇親神留弥命。此神子
天兒屋命。即中臣朝臣祖也。と有で。神皇産霊神の御子と云傳へなり。また同
異本には。天地剖判之初。天中所生之神曰天御中主神。其子有
三男。長高皇産霊神。是為皇親神留伎尊。則伴佐伯等祖也。次津速産霊神。是為皇親神留

弥尊卜部中臣朝臣祖也。次神皇産霊神。是紀直祖也。とはあるく。津速産霊神を。天之御中主神の御子にて。高皇産霊神には御弟。神皇産霊神には御兄とし。また旧事紀神代系紀ノ條。にて。高皇産霊尊獨化天神第六世之神也。次神皇産霊尊。次津速魂尊と次第て。高皇産霊神皇産霊神と倶に。獨化り給へる神と為なるなど。甚惑はしきといふにともある。答。これ謂さば問あり。然れども。此段の傳。また第百三十三段の徴にも。委く辨へ云ふ如く。思兼神兒屋命同神なることを更に疑なき證。問ひ引出なる傳へこには。論ふべき事あり。其は首巻にも云ふ如く。古書に某子と云へるに。正く生子と云へると。そは。日神月神と。伊邪那岐命の子と云へるが如し。斎と云へるとが有て。そは。大国主神と。須佐之男命の子と。といひ。大多ニ根古命と。大物主神の子と云へる類あり。此を師の言の如く。上代は。先祖とも父母とも。弘く意夜と云。生子とも斎とも。弘く占と云へりしのば。書紀また姓氏録に。兒屋根命と。興台産霊命の子と云へるある。正く生子の由にて。古事記また書紀の一書に。高皇産霊神の子思兼神と云ひ。拾遺に。神皇産霊神ノ子天兒屋命と云へるは。其斎乃由なり。然れども共に難なし。また書紀の一書に。豊秋津姫命と思兼神之妹と有て。此姫命は。高皇産霊神の御子に坐ことを思ひ合せて。思兼神と産霊神の生子と思ひなさむも。然ることなれども。此を共に産霊神の御子と。朴累にいひ傳へしなる。また如此も語り傳へなる説と聞えあり。然れども。何處までを

く通りて。慥なる説を疑へり。この実は紛らしき傳へなり。心とゞむべき事にあらじ。もし信に豊秋津姫命は。思金神の妹に違なき物ならば。此も産霊神の子といふ傳へを。其裔の由なるを。実を興台産霊命の生子に坐ならむと云はむも強説なるべし。さて津速産霊神より出なる。兒屋根命〈亦名思兼命〉の御祖を。高皇産霊神皇産霊神に係て。其子と申さむとは。いかにぞや思ふも有べけれど。彼二柱の産霊大神は。あらゆる諸神の大御祖に坐が故に。何神の御祖を此二神尓係て。其子と申さむも難あらじ。そは天之底立神ぞ。彼一つ物より萌騰る物に因て。成坐る神なる。亦名を角凝魂命と申を。神魂子角魂神とも有を思ふべし。此を第二段の傳第四十九段の傳に委く註せるを見るべし。まづ日神月神の御言に我が御祖高皇産霊神と謚するをも思ふべし。此二柱神ぞ伊邪那岐命の生給へるそのをや。然れど。あらゆる諸神二柱の産霊神の御子ならぬはなきぞとぞ。なほ此上の大

原といふときは。天之御中主神に坐なり。故に光仁天皇紀。天應元年七月の処に。兒屋根命の裔。柴原勝子公が上言に。其遠祖を天御中主命に係なり。世にある系図書どもに。此神を国常立尊と同神と為るらむを。いみじき非事なり。本朝諸神諸人之元祖。衆姓衆戸之分派。皆悉無不此神之苗胤也と云は。備に然る言なり。諸書に天御中主神の裔孫とはなく。もはく。此心定を以て思ひ辨ふべし。然れども。問言に引る。古語拾遺異本に。天御中主神其子有三男といへり。高皇産霊神以下三柱神を。直に御中主神の生給へる趣に記なれば。古意に違へり。此等の事を。第二段萌騰之物とある処の傳に委く註せるを見て辨ふべし。さて此異本は。廣成宿祢より遥後の。古をよくも知らぬ人の。古事記書紀などに。津速産霊神の御名の見ざるを。不足ことに思へり。本書の文と。竊

に改めたるなれと見えたり。其はまづ元書に。高皇産霊神。是は
親神留伎命。次神皇産霊神。是は皇親神留弥命。とあるは。いと正しき説にて。
たく事実に符へるを。津速産霊神を神留弥命と為たるは。思
ふ心ありと通えたり。且神皇産霊神を。男神と為たることも。
古へに符ふべし。まづ正本には。高皇産霊神所生之云々男名曰天
忍日命。大伴宿祢祖也。とあるを。右ノ異本に。高皇産霊神の下に。伴佐伯
等祖也とあるは。殊に偽れる著明きものなり。其は大伴氏乃大
を去りて。伴氏となれるは。弘仁十四年乃ことなれば。是より十
六年前。大同三年に奏進られたる本に。伴とかくを書る由
なかるべきなり。是にて彼ノ異本の信がたきをも知べし。なほ此ノ異本

度會家行の神祇本源。北畠親房卿の元々集などにも引用されたる。五百年前より有し本なりけむ。さて又舊事
紀に。津速魂命と高皇産霊神皇産霊神と倶に。獨化坐給へる
神と為たるも妄事なり。其は此ノ段の傳。與台産霊命の下に。註
せるを見て辨ふべし。なほ思兼ノ神児屋根ノ命同神なる由く。第百三十三段の徴に云るをも合せ考ふべし。

○第六十一段

此ノ段は。古事記。書紀。古語拾遺。姓氏録。神名式。山城風土記。舊事
紀。その餘の古書等をも合せ考へて記せれど。其ノ説いと長し。
古史傳に就て見るべし。

○第六十二段

此ノ段は。天ノ石窟ノ段第三の一書に。諸神噴素盞嗚尊曰云々。乃共

遂降去。于時霖也。素戔嗚尊結束青草以。為笠簑而。乞宿於衆神。衆神曰。汝是躬行濁悪而。見逐謫者。如何乞宿於我。遂同距之。是以風雨雖甚。不得留休而。辛苦降矣。自爾以來。世諱著笠簑以入他人屋内。又諱負束草以入他人家内。有犯此者。必債解除。此大古之遺法也と有るを採りて文を成せり。

○第六十三段

此段は。前段に採れるは一書に就きたれ。是後素戔嗚尊曰。諸神逐我。我今當永去。如何不与我姉相見而。擅自俓去歟。廼復扇天扇国上詣于天時。天鈿女見之而。告言於日神也。日神曰。吾弟所以上來。非復好意云々。此一書。此所に。誓ひて互に御子生坐ふ事あり。此を紛るる傳なること著くきぞ採らず。其由下に云ふと見るべし。於是素戔嗚尊白日神曰。吾所以更昇來者。衆神處我以根国。今當就去。若不與姉相見。終不能忍離。故實以清心。復上來耳。今則奉覲已訖。當隨衆神之意。自此永歸根国矣。請姉照臨天国。自可平安。且吾以清心所生兒等亦奉於姉。已而復還降焉とあるを採りて文を成せり。○さて前段と。此段に採れる一書に就きて論あり。其は記傳に。須佐之男命の御荒びれ處に云るは。此段に論ふべき事あり。須佐之男命既に御誓に依りて。御心の清明こと顕れ。我勝と詔ひ。天照大御神も許諾なほ有まじきぞ。書紀に。於是日神方知素戔嗚尊固無悪意といひ。また故日神方知素戔嗚尊元有赤心ともいへり。此時既に御心の清明こと疑なし。然るに。忽又かくの如く。天

照大御神の御為に。種々の悪事を為給ふは如何ぞや。此趣書紀の傳ども皆同じことなるに。古来註者心を著けざるにや。論ふきは麁なりけり。余も甚心得ぬことにこそ思へ。故按ふに。書紀の中の一傳に。篤胤云。書紀の中の一傳とある。即ち此を採る。石窟ノ段第三乃一書是なり。右の種種の悪事始に有て。さて石屋の事なり。此神に解除を科て逐し事なれど。後に天照大御神に相見給むとして。高天原に上り給ひしかの御誓約の事なり。此ノ次第こそ。まことに然るべく思はるれ。此に依て思ふに。古事記及書紀の餘傳ども。事の次第の前と後と乱れたる物なり。其ノ由は。初に伊邪那岐大御神に逐はれ給ふと。解除の後に諸神に逐はれ給ふと。事状の似たる故に。

後ノ度の次に有し事を。誤て初ノ度の次に云傳へしなるべし。と云れたれど。此ノ一書に。解除竟て逐はれ給へる後に。復天に上り坐る度に。御子生坐るとあるは非傳なり。さはあれども速須佐之男命の。初度に天に上給へるは。素より悪心坐まさぬ。ゆく根国に罷給ふ。暇乞し給はむとして。上坐るなるを。大御神は。然る事とは知看さず。それ上坐は御稜威乃いみじきに。我が天原を奪はむとして。上坐るぞとおぼして。待問ひ給へる其ノ時に。須佐之男命の。無異心と誥へるを。天原を奪らむなどの。邪心はもたじと誥するなり。此は実にさる御心は不有しを。ぞかし。さてそれを大御神は疑ひおぼして。然則汝之清明心

者。何為而將知と詔ふの故に。それ実に異心なき事を顕し給むとして。互に誓坐して。御子を生坐るなり。此度。無異心と詔するを。下の御荒びの事ゆゑにうけて心得るを非なり。依て誓に勝給ひて。男子を生坐しける故。御心おごり坐せるに。況て宇氣母智神の。穢物を進らるゝに依て。それおごりの御心の盛になりて。天罪のいみじき御荒をはましにて。初に無異心と詔するとは事異なり。思ひ混ふべからず。記傳に。古事記等の趣を立ていへど。御誓の時も。実に御心清明なりしかども。誓に勝給する御心おごりに依て。又しも。本性の悪心を起しゝや。と云ばされど。是も初の無異心と詔する御言と。後の御荒びまでにかけて。心得らるゝなるにこそ。上の件云へる趣を御子生給するは。初度ならぬこと。生坐思ひ落されなるなり。

ぞ御子の御名にも明なり。希し此一書の傳の如く。後に上坐る度に。生坐るならむにも。正哉吾勝勝速日と申す御名の。似叶ずこのはしつらぬと思ふべし。そはいかにぞなれど。此一書にはときは。それ御子生坐して後に。又後度に御子生給する傳へなく勝速び給する事のなきなり。そもそも右の師説も。無異心と詔するゟ後の御荒びまでにかけて。心得られたるが因となり。そもそも須佐之男命の。初度に上坐し時なり。いなけく坐て。それ御荒びも何も。八十枉津日神。亦名。五十猛神。の属副坐なに依てなることを。考す漏されたるは故の説なりけり。此事。古史傳に委く云を見よ。ゆゑ右の一書に。復上坐給する度に。御子生給するとは紛乱の傳と。日神の御田三處あり。須佐之男命の御田も三處ありしを。須佐之男命の御田は磽処なりし故。それを妬て放畔溝埋

ならぬ。悪事を為給へるとある傳へを捨てたる。さるは。此傳への趣みそれ。素より田ノ
殖の事有て。須佐之男命も其事を勤なまへる趣なれど。此て
る事実に猜ざること。第四十段の徴ヨ云へると見えて知らぬ儀し。
殊に妬害姉田などあるも。いとまく古意に背ひく。須佐之男命
と。悪神と為ならぬ邪説なり。いつのぐそれ御荒びたる。はふる福ちけ
さは御心なりて為なすまする御態なるらむ。古来の御荒びの因
縁を。明に解得さるふ人なき故に。あれこの世れ古学する徒
も。悪き事と云ひて。口に任きなる如く。須佐之男命及禍津
日神を申し出るを。いとも概なれ事なるらし。須佐之男命を
更なり。枉津日神も穢なる事れあまでこそ。荒給ふまはあま。
本性のゆしき神なる坐ざるなり。其由古史傳ヨ委く註せる
と見ゝ。
それ餘れ事どもは。餘の一書どもも古事記古語拾遺など
にも洩なる傳へ乃。實に如此なる清き珍き傳へまて。殊に暇請し
給へる御言なれども。彼解除の徳によりて。御心れ和給へるも
し。明に知らまて。いとも哀なる御言なるをこし。そは古史傳ヨ
註せるを見ゝ。

ゆゑ此傳へに。復上らむ時乃文に。廼復扇天扇国。上詣于
天とあるは。初度に上坐し時の傳れ乱と見ゆれば採らず。ま
為大御神の御言に。必欲奪我之国者歟云々。乃躬装武備とあ
るは。御子生給へる事れ。初度に上坐る度の事なる上は。復上
り給へる時に。かくふ御言れ有まじき謂なれば採らず。と。ゆふ男
御子生給へるふさに。天ノ原を奪むの邪
心なき事を既に顕き給へるまでなり。

○第六十四段

此段是時と云からの。授須佐之男命而と云までは。御誓段れ正
書に。是時天照大神。勅曰云々。此三女神悉是爾兒便授之素盞
鳴尊とあるを採まり。其の中に。於先与須佐之男命誓而生坐

之と云文は。第三十三段の事實に依て。今新に加ふるなり。○汝三神と云なり。教給矣までは。同段第一の一書に。於是日神云々。教之曰。汝三神。宜降居道中奉助天孫而。為天孫所祭也と有を採て。此文の所祭を。本どもにイツカレヨと訓るは。天いとあしき非訓なり。そは古史傳に云を見べし。山蔭に云此時天孫はいまだ生まさ孫と云ことなき。漢文なれど替なるのみなり。ざりければ。此勅いかゞ。と云ざりしを。師ハ天孫皇孫と申にぞ。邇々藝命なりの御事と思ひまし故に。かくは説るれど。此は書紀に。美麻といふに孫字を當られたるなり。思ひ紛へられたる説なり。実は忍穗耳命なり次に。天皇命をひろく称し奉る號なるをや。其は此段の古史傳に。○今と云なり。祭神也までは。委く註せるを見て辨ふべし。

同段第三の一書に。日神所生三女神者。云々。今在海北道中。號曰道主貴。此筑紫水沼君等祭神是也。とあるを採れるが中に。

筑紫二字を採ざる由は古史傳に註り。山蔭に此文を論ひて。今在と云こといかゞ。ありし初めなる。宇佐島に降居しめ給ひしを。今は海北道中に坐ましゝ由なれば。後遷とこそ有べけれ。また道主貴と申は御名も疑はしく。また胸形君と云ばしも。水沼君をうるがはしと云れたれど。此はこの文の意を委く思ひ得られざりし故なれ。説なり。其由古史傳に委く註せるを見るべし。さて此三女神宇降給へること。いはゞまれ傳もさる御誓段に在れども。其は事実の因に記せるにこそはあれ。実ハこのなれば。此時なる謂きこえ。熟々事状を思ひ通しては悟るべし。○此三柱神。亦謂須勢理毘賣命と云ことなし。

大同本記に。雄略天皇の御世に大御神の。豊宇氣神を。伊勢に迎まく欲し由を。御託ませる御言に。吾高天原に在時。素盞嗚尊乃十握劔乎索取。三段打折弖所生三女神乎。宇佐島降居。道

中奉助天孫而。為天孫所祭止詔之。須勢理姫乃斎奉礼留神。今丹波国。与佐乃比沼乃真魚井坐弖。道主王子。八乎止女乃斎奉御饌都神。止由居乃神乎。吾坐国欲止誨覚給支と見えたるに拠て事実を深く考ふべし。須勢理毘賣命と云ふも。やがて三女神也。一柱と坐まし時乃御名なることを知れ。悟り得て記せる文也。然ほ古史傳に委く註せるを見るべし。依て此御託宣乃中而。降居と云より。所祭と云まで。全く神代紀乃文と同じき由は。書紀いで來て後に記せる書は。彼紀なる事実と同じ事をば。彼紀乃文を学びつゝ。記せるならひなるを。首巻に委く云へるが如し。依て大同本記の全書は。今傳はらず。此は神宮雑例集に引るゝを採れるなり。須勢理姫乃斎奉礼留の九字なき本も有れど。今は一本によれり。度會延経の神名帳考證に。丹後国余佐郡須代神社乃下に。大同本記云。素盞嗚尊所生三女神。奉助天孫而。為天孫所祭止詔之神。丹波国与佐乃郡比沼真名井坐須勢理姫と引るは。予が見たる本と。文のさまいたくう異なり。されど須勢理毘賣命。やがて三女神に坐す事は状を違ふことなし。

○第六十五段

此段は。簸川段第四の一書に。是時素盞嗚尊。帥其子五十猛神。降到於新羅国。居曽尸茂利之處。乃興言。曰此地吾不欲居。遂以埴土作舟。乗之東渡。到出雲国簸川上所在鳥上之峯と見え。出雲風土記意宇郡安來郷の処に。神須佐乃烏命。天壁立廻坐之爾時。來坐此処而。詔。吾御心者安平成詔。故云安來也。と有るを採て合せて文を成せり。多くし本書には。天壁立とあるを。極字は祝詞に。天能壁立極と有るにより て補へり。また安來とのみ有るを。安來之埃之川上と記ることは論あり。そは第六十七段の徴に云へるを見るべし。

○第六十六段

此段は。簸川段第五乃一書に。素盞嗚尊曰。韓郷之島是有金銀。若使吾児所御之国。不有浮寶者未是佳也。乃抜鬚髯散之。即成杉。又抜散胸毛。是成檜。尻毛是成柀。眉毛是成櫲樟。已而定其當用。乃稱之曰。杉及櫲樟此両樹者。可以為浮寶。檜可以為瑞宮之材。柀可以為顕見蒼生奥津棄戸将臥之具。夫須噉八十木種皆能播生。と有を採れり。山陰は。此文を論ひて。夫須噉ハ三字い事と見えざるは。あくに八十木種皆能播生と云へること。ゆくこのなる事ぞや。又ことさら上に。木種乃あめし。亦殖八十木種皆能云く。など有ルぽけるを云ハれたれど。本のゆくゆくを能聞えざりし。そは古史傳に云ふを見るべし。またほ次段の徴に云ふをも見べし。

〇第六十七段

此段は。簸川段第四乃一書に。初五十猛神天降之時多将樹種而下。然不殖韓地。盡以持歸。遂始自筑紫。凡大八洲国之内。莫不播殖而。成青山焉。所以稱五十猛神為有功之神。即紀伊國所坐大神是也。第五乃一書に。于時素盞嗚尊之子。號曰五十猛命。妹大屋津姫命。次抓津姫命。凡此三神亦能分布木種。即奉渡於紀伊国也。と有を合せ採て文と成せるが中に。五十猛神乃亦名。大屋津比賣命の亦名。即紀伊国造之齋祠神等也など云ふ文は。地神本紀に。五十猛神。亦云大屋彦神。次大屋姫神。次抓津姫神。已上三柱並坐紀伊国。則紀伊国造齋祠神也。と有ルを採れり。またさ伊太祁曽神と申し名は。神名式に見えたり。〇韓神曽富理神と申乃を。五十猛神の亦名と定めたる事。またさ此神乃宮内省に坐し

由なれども。第七十四段は徵にいへり。○かくて上六十五段より此段まで。三段に記せる事実につきて論ひあり。其は六十五段に引る出雲風土記に。天壁立廻坐之とあるは。何時なるらむと云ふこと知ざりつれど。此時の事としも記せる由も。彼段に引る第四の一書に。東渡到出雲國とあるも。新羅國より。渡到ませる時を云るなれば。それ新羅に到給はざる以前。天より降り坐る時。直に天壁立極と廻坐し。かくて新羅に居著ませると知らるなり。然らざるを何時廻坐るとせむ。かくて新羅国より。渡坐る地は。右の一書に鳥上之峯とあれど。此も大蛇を斬給へる事を。語傳ふる因に云るなるべし。安來に到著ませる傳へは洩しなるなり。然れども。それ初て渡著ませる地にて。実に安來の地なりけむこと。來坐此處而云こと有にて明なり。かくて安來之埃之川上とうけるに由は。簸川段第二の一書に。素盞嗚尊下到於安藝國可愛之川上也云々。是後以稲田宮主簀狹之八耳生兒真髪觸奇稲田媛。遷置於出雲國簸川上而。長養焉とあるに。安藝を旧く阿岐と訓て。山陽道なる安藝国はもとよりせるを誤まれるにて。此も風土記なる安來郷を云ふなり。其も藤原宣昌てふ人の著せる。鳥上二水考證といふ書あり。上に引る風土記の。安來郷乃故事は引ざれども。右の一書を論ひて。夫安藝國者非國名也。出雲風土記所載意宇郡安來郷而今属

能義郡。而作八杉郷者是也。先輩泥文字混於山陽安藝。誤訓之阿伎能玖迩遂失其正矣。宜改訓野珠魏能玖迩也。以郷稱國者旧證多矣。可愛之河則經流於安來郷伯耆大川是也。其源出於出雲國仁多郡能義郡之堺葛野山。而上流謂之伊志尾川。北過母理安來等之郷。而入于伯耆國。經舟上及米子等之地。而入海矣。謂之日根川也。以其流伯耆總名之伯耆大川也。出雲風土記曰。伯耆大川源出仁多與意宇二郡堺葛野山。流經母理楯縫安來三郡入海。割意宇郡為能義郡。故葛野山今在仁多郡与能義郡之堺。其葛野山在二郡之堺也。東南與鳥上峯麓相近矣。然則可知伊志尾川之源不遠于鳥上之峯焉。故其以眞髮觸奇稻田媛。自可愛之河上遷置於簸河之上。而長養者以近接其堺也。業谷重遠曰。今訪安藝国不聞有可愛川者。當矣。予友祝利萬呂者。安藝国之人。而盡心於日本書紀久矣。雖求可愛之河于安藝国。卒不得其蹤。又求有雲藝二国接堺之地。亦無得之矣云。予信其説。故不復求諸藝州。專求諸雲州。而得其旧跡也。といへり。此考いと宜し。故是に但し書紀に可愛とあるを。埃とうけるを。其訓註に可愛此云埃とあるによれり。依て上に引ける第四の一書に依ときは。安來より直に鳥上に往坐して。大蛇を斬給へる事を記しべきなれども。第五の一書の御言に。韓国之島云こと詔するは。韓国より渡坐して。やがて詔すると聞え。また第四の一書も。大蛇を斬給へる事を記し畢て。初五十猛神天降之時。多将樹種而云ことあるまで。木種を殖生し給へるを。大蛇を斬給するなりは前なることと。初字にて知ら

れなり。故木種を殖生し給ふる事は。大蛇の段より前に記したり。○或人問。木種を殖給へるは。須佐之男命とあるも。五十猛神とあるをも。各々異なる傳と聞ゆるを。彼も此も採れるはいかゞ。答そは首巻にも云る如く。古傳には。異説あり。混説あり。類説あり。誤説あるを。かく此樹種を殖生し給へるに傳を類説なく。類なる事なれども。各々殖生し給へるなり。其を第五ある一書に。此三神亦能分布木種とある文をよく曉るべし。

○第六十八段

此段。爾と云より。泣也までは。簸川段正書に。是時素盞嗚尊。自天而。降到於出雲国簸之川上。時。聞川上有啼哭之聲。故。尋聲覓往者。有一老公與老婆。中間置一少女。撫而哭之。古事記に降出雲國之肥河上在鳥髮地。此時箸從其河上流下。於是須佐之男命。以為人有其河上而。尋覓上往者。老夫與老女二人在而。童女置中而泣。とあるを採り合せて記せり。○地神本紀にも。素盞嗚尊。到於出雲国簸之河上鳥髮地之時。自其河上箸流下者矣。素盞嗚尊以為人在其河上而尋覓上往者。聞河上有啼哭之聲。故尋聲往上。有一老翁與老婆。中間置少女而哭矣とあり。また第二社一書に。彼処有神名曰脚摩手摩。其妻名曰稲田宮主簀狭之八箇耳。此神正在妊身。夫妻共愁乃告素盞嗚尊曰云々といひて。大蛇を斬り給ふる後に。八耳が生る稲田姫を長養し。妃として児生給ふるとあるは。誤れる傳なるべし。○問給と云より以下は古史傳に註と見るべし。

○第六十九段

此段。爾と云より。可待と云までは。古事記を採れるが中に。以

諸菓と云るは。簸川段第二の一書に採れり。毒酒と云るは。第三の一書に採れり。元書に置酒船而とあるを。各置一口酒槽而とのけなれ。神代紀正書に各置一口槽而とあるに拠れり。○吾為汝と云より以下は。第二の一書に。素盞嗚尊乃教之曰汝可以諸菓醸酒八甕吾當為汝殺蛇と有に依れり。

○第七十段

此段。於是と云より來と云までは。第二の一書に。二神隨教設酒と見え。古事記に。如此設備待之時。其八俣遠呂智信如言來。と有を合せて文を成せり。○爾と云より。沃入之則までは。此も第二の一書に。素盞嗚尊勅蛇曰。汝是可畏之神也。敢不饗乎乃以八甕酒毎口沃入と有と採れり。○其遠呂智と云より。變血而流までは。古事記を採れるが中に。畱字旧印本に死由と有を。記傳には。其儘おきて。二字を合せて三ナと訓り。此を決く誤れるとせられたり。真福寺本には。畱と一字に作れり。故思ふに。皆一字なるべし。皆とは八頭皆なり。と云はれたれど。師の見られし真福寺本は。轉寫なる本なるべしと見えたれば。違へる所ありしも有ん。予が見たるは。其元本なりしかば。此ぞよく正しく。其字躰は畱なる有り。そもそも畱字は留字の一体にて。𭡃と作くも。死と同じなり。そは柳字の卯を常に夘と作るにても悟るべし。真福寺本いはれも。留字を畱と作れり。

ゆゑ番伏寝とは。其の元住処へは帰らで。酒を飲ける処に番ひて伏寝せるを云ふ事なり。○其骸者と云へり。昇天矣までは。地神本紀に。素盞嗚尊乃云こ。寸斬其蛇。此蛇為八段。毎段成雷。總為八雷飛躍昇天。是神異之甚也。と有る中より。摭ひ採て文を成せり。釈紀に引る私記なるも。此と同じ傳を挙たり。此も。よく事實に符すれど。決めて外の古書より採れる。古傳なるべく所思えり。○故切其中尾之時と云より。思異物而と云までは。全く古事記を採れるが中に。元書には。御刀之刃毀とあるを。少缺矣とかけるぞ。書紀正書。また第二第三の一書に依れり。また別字は。第三社一書に。別有一劔焉とあるを採れり。○安置御許而齋之矣る。事実と深く考へて。新に加へたる文なり。其は第七十九段の徴に委く云べし。

○天叢雲劔是也より名歟までは。神代紀正書に。所謂草薙劔也。とある処乃分註に。一書曰。本名天叢雲劔。蓋大蛇所居之上。常有雲氣故以名歟。至日本武皇子。改名曰草薙劔と有るに依て本名を取て記せり。○故断と云より以下は。第二社一書に。其断蛇劔號。曰蛇之麁正。此今在石上也。と有る字採れるが中に。元書に正とあるを玉と作るは。二十二社註式に。此文を引て。玉とあるに依れり。書紀古本にもしか有りしなるべし。ゆゑ此劔の亦名どもは。書紀一書等に見えたるを。聚め記せり。古語拾遺に。以天十握劔斬八岐大蛇とある。天十握劔と。きて都このぬてくちに。

○第七十一段

此段。故是以と云ふより。夜幣賀伎袁までは。古事記を採まり。○亦るを御室山と云までゝ。出雲風土記を採まり。○爾喚と云よりは。八島士奴美神と云までは。古事記ゟ。於是喚其足名椎神。告言汝者任我宮之首。且負名號稲田宮主須賀之八耳神。故其櫛名田比賣以。久美度邇起而。所生神名。謂八島士奴美神と見え。神代紀正書に。素盞嗚尊云ゝ。勅之曰吾兒宮首者。即脚摩乳手摩乳也。故賜号於二神曰稲田宮主神。と有るを合せ考て文と成せり。但し正書に。生兒と大己貴神と有るは謬傳なり。また旧事紀ゟ。大己貴神亦名。清之湯山主云ゝとあるは。此に本づける妄説なり。其ぶ中に。古事記ゟ所生神名云ゝと有るを。令産之神名云ゝと記るは。出雲風土記美保郷の條ゟ。所造天下大神命娶高志国坐云ゝ奴奈宜波比賣命而令産神。御穂須ゝ美命と有るを例に採て記せり。そは生坐と云ことぞ。男神ゟ係てこそ云ふまじきにはあらざれども。令産といふのこそ。理正しく通ゆるなり。此よりまた次ゝも此を例として。古事記書紀其餘の書より採まるも。此と同じ事をば。多くは令産之子。令産之神など記しぬ。此を終までに通るを要ぞ。豫て心得おくべし。併て稲田宮主簀狭之八耳と云名は。書紀の一書二所ゟ見えたり。○其と云ふより以下は。出雲風土記ゟ採て記せり。

○第七十二段

此段は。全く。出雲風土記ゟ見えたる傳へどもを。採り聚めて載

せり。委くは古史傳に云へるを見べし。

○第七十三段

此段も。全く出雲風土記に見えたる傳へどもを。採り聚めて記せり。委くは古史傳に註せるを見べし。

○第七十四段

此段。此大神と云るは。子大年神と云までは。古事記を採れり。但し元書に大年神次宇迦之御魂神とあれども。紛れたる傳へなれば採らず。其由は。第十一段の徵に云へるを見るべし。○故此大年神と云るは。大土之御祖神と云までは。古事記に採れるなれど。此は就て論あり。そは彼記に。故其大年神。聚神活須毘神之女。伊怒比賣生子。大国御魂神。次韓神。次曽富理神。次白日神。次聖神。五柱又娶香用比賣生子。大香山戸臣神。次御年神。二柱又娶天知迦流美豆比賣生子。奥津日子神。次奥津比賣命。亦名大戸比賣神。此者諸人以拜竈神者也。次大山咋神。亦名山末之大主神。此神者坐近淡海国之日枝山。亦坐葛野之松尾。用鳴鏑神者也。次庭津日神。次阿須波神。次波比岐神。次香山戸臣神。次羽山戸神。次庭高津日神。次大土神。亦名土之御祖神。九柱とあれど。すべて大国御魂神と云る。大国主神の荒魂の名なるを。大年神の子と紛らしたるなり。其は神代紀に。大国主神の亦名を挙たる所に。大国玉神と見え。古語拾遺にも。其亦名を挙て。大国魂神とあるに。古

事記には。それ亦名を挙ざる所に。幷有五名といへり。此御名
のなきは。紛れて別に一神と傳へたるが故なり。記傳に。何神に
まれ。国を經營坐し功德あると。其国々にて。国魂とも。大国魂
とも申して。拜祀るなり。故諸国に其大国玉神社と云ふ多し。然
るに此を何国ともなきは。倭の大国御魂なり。旧事紀に。此神の下註に。大和神
也と云へるは。古書に然見と云ましは然る説あなるべし。此神大穴
えざることもあらし。
牟遅神を助けて。殊に倭国を經營坐し功德ぞ有けむと云て。
別神と思ひまししは。古事記に此所の錯乱と思ひ得られける
し故なり。其由は。古史傳に委く註するを見て悟べし。○次に韓神曾富理神。これ二
柱も。大年神の子と為たるは傳へる。事実に合ざる故に採らず。師
も引きたるは。内侍所御神樂式に。韓神之事。素盞雄尊子也とい
ひ。大宗秘府畧記に。これ書予いまだ其全書を見ず。今も中臣
被註といふものに引るを。また引けるなり。
早く度會家行の神祇本源にもを引
用ひられたるぞいと古き書なりけむ。韓神者。伊猛命。號韓神曾保
利神と見えたるはなどに依て。五十猛神の亦名と決て。第六十
七段に記しおく。其由は。古史傳に委く註へるを見て悟べし。○次に白日神聖神。此名も
何とこのや韓めきたれ。上なる三柱神を大年神の御子と申すこと
の。信ざりきに思ひ合せて。疑はしければ成文に採らず。されど其
考へ得たる説どもは。五十猛神の亦名。韓神曾富理神これ処に註せり。さて此五柱をかく除きて。
其祖神たちの名をのこし残すべくも非れど。神活須毘神。伊怒
比賣とも挙ざるはこれ二名もいとおぼつかなし。名なりけり。凡て成文になる。右の類い

ぬめしき傳なり。採擇ふはしき心ぐみなれぞあり。故此とたり己下も予が心に傳ふる神名をもぞく採らば。其は各く元書にゆるゝ實は。此は挙げらむも。彼に存まざる害なし。此成文に漏さる神等を。古事記の傳のまゝに傳そむ人る。記傳は就て見るべし。○庭津日神庭高津日神を一神とし。此を竈神二柱を合せて申し御名と定める由なり。古史傳に記せり。○阿須波神。波比岐神なり。座摩なり御巫の持齋く神に由る。神祇式に見ゆ。此も古史傳に註せり。○香山戸臣神といふ。臣字を削まるこゝは。地神本紀に無によれり。名に臣と負こゆるゝ。人世とありてし事なまでぞあり。上文に大香山戸臣命とゆふは。此神の紛まぎく。二柱となれるなるらむ。これ此神を採らば。○大山咋神なり下なれば。用鳴鏑神者也と云文なり。思ふ由有て。此処に記さず。神武天皇巻二年なり処に。

松尾神社事の出たる処に記しあり。其由彼段に云と見るべし。○土之御祖神に大字を冠るあり。此神者度會之地主神也と云文なれば。倭姫命世記。御鎮座傳記。同本記などに依まり。○亦子稲依比賣命と云ふなり以下なり。延暦内宮儀式に依て記せり。其由委くは古史傳に記せるを見るべし。大歳御祖命と申し名も同書に見えたり。

○第七十五段

此段は。全く古事記を採まるあれど。彼記に大氣都比賣神に堅て。此神等を生坐るとゆふなるを信ずべし。其を強て説を作るなるむには。いとのみを言挑けまで。大氣都比賣神を既に殺されたまへるものとや。故なぐに故其羽山戸神之子云こと記し

故〇此は前段此段に記せる。大年神の御子の事なり。古事記に。御諸山大物主神の事なりは後。天照大御神の命以て。葦原中国を言趣けし事なるも前に挙たれど。彼も八島士奴美神より次ぐ。大国主神までの事を記せる文の勢に引されてあり。其は第四十段。第五十六段の徴に云、然れども実なるは此に記せる説をも。思ひ合せて知べし。きなりの所なれと。故よく事実の詳きを考へて暁るべし。

〇第七十六段

此段。に故其大年神之兄八島士奴美神と記せるなり。古事記に。大年神兄。八島士奴美神とあるによりの。清之云ことと申せし三の亦名なり。神代紀に挙られし。旧事紀にも此神と大国主神とを一神とせるなれど。いとしき妄説なり。〇

さて古事記に。八島士奴美神娶大山津見神之女。名木花知流比賣。生子。布波能母遲久奴須奴神。此神娶淤迦美神之女。名日河比賣生子。深淵之水夜礼花神。此神娶天之都度閇知泥神生子。淤美豆奴神。此神娶布怒豆怒神之女名布帝耳神生子。天之冬衣神と有るを採らば。淤美豆奴神と云と。八島士奴美神の亦名と決さる由なし。まず布波能母遲久奴須奴神。深淵之水夜礼花神といふ名義。記傳に解れし説もあれど。餘神の名の状とはいたく異ひて。都に心得がたく。実に有し神ならむには。出雲風土記に。いたく功ありとも。其事蹟も有べきをさもなきに。さて其事見えず。まさ淤美豆奴神。冬衣神の名なり。須佐之男

命はしばらく齋き置きて叢雲劔の謂に由て。負坐る名には。布波能母遲久奴須奴。深淵之水夜礼花といふ名なり。なる由も知らく。また木花知流比賣と云も。このは名を例なくそのしからぬ名なり。また淤迦美神之女云こと云ものも。師説八あまでと信がたく。天之都度閇知泥。布怒豆怒。布帝耳。などいふ名ども多く。かく思ておぼつかなし。然れば。布波能母遲久奴須奴神。深淵之水夜礼花神といふ二代なり。大国主神を須佐之男命の六世孫といふ傳もありて。（書紀の一書また姓氏録は六世孫とあり。）其傳の廣くなれるに後に。其代數を合さむとして作れる。中古の杜撰なるほくぞおぼゆる。故其傳には依るべからず。神祇譜にそ。（此書のことは第百三段

の徴に委く云つべし。大巳貴神此神者。素戔嗚尊孫子。天之冬衣神之子也。とあるに拠りて。冬衣神を須佐之男命の孫なることを知る。其御父は淤美豆奴神なれど。此やそのく八島士奴美神なるもとを知りてかくは定めつ。さて亦名謂八束水臣津野神と云るは以下なり。を思て出雲風土記を採て記せり。（なほ古史傳に註せるを見よ。）

〇第七十七段

此段故と云より冬衣神と云までは。古事記を採れるなれど。御母神外祖父神などは信ずべき由なし。前段に云へるが如し。亦天之葺根神とも申せる名なり。神代紀に見えて。師も同神なりと云るなり。〇亦子と云より以下は。出雲風土記を採りて記せり。

○第七十八段

此段。故其と云ふより。大国主神と云ふまでは。古事記を採て記せるなり。さて其亦名どもは。古事記書紀に據ひ聚めて挙さるが中に。大地主神と申すは御名なり。二典には見えず。古語拾遺に。昔在神代大地主神營田之時云々。といふ古事はあれども。誰神とも詳ならぬが如くなりしを。記傳十二巻にも。大地主神は何なる神を申すにか。倭大国魂神治大地官者と垂仁紀にあれど。彼神と此神とは異なりと云はれたり。大倭神社注進状に。倭大国魂神者。大己貴神之荒魂云々。亦曰大地主神と見え。二十二社本縁に。大汝神乎波。大地主都毛云奈利と見ゆ。故是になりぬ。大国主神の亦名なることを知る。また此注進状の趣に依りて。亦荒魂之號謂大国御魂神と云文とも記せるなり。さて書紀に。大国主神。亦名大物主神とあれど。此を山蔭に。大物主をうらはへのせて。大国主と申すは。大和の大神の亦名とせられたれ。さはいへど。大物主と申すは。三輪に限りて申す御名なるをや。と云はれたるが如くなればこそ。此の亦名には挙げざるなり。

○第七十九段

此段。於是と云ふより。上奉於天照大御神と云ふまでは。簸川段紀正書に。故割裂其尾視之。中有一劔也。此所謂草薙劔。一書曰。本名天叢雲劔云云。素戔嗚尊曰是神劔也。吾何敢私以安乎乃上獻於天神也。同段第四の一書に。尾中有一神劔。素戔嗚尊曰此不可以吾私用也。乃遣五世孫天之葺根神上奉於天。古事記に取此大刀。思異物而。白上於天照大御神也と有る傳にと合せ考へて記せ

るこが中に。五世孫とあるを孫子と作る由て。第七十六段の徴
に引ける。神祇譜にも。天之冬衣神とあるなる。やがて此なる葺根神
なる從。素盞鳴尊孫子とある。これ正しき傳なるぞそれに依
るべし。○于時と云ふなり。詔矣までは。雲州樋川上天淵記に。素盞
鳴尊奉劔天照大神。大神曰我昔天岩屋時落江州伊布貴山是
我神劔也と有るを採りて文を成せり。甚珍しく深き契ある傳に
こそあれ。此書は。奥に大永三年とあれど。三百年には足ざれば以前に記せる書のおもむき思ふなれど。此は写なる年を記せると聞えて。実はなほ古き世に記せる書と見えたり。らく事実にならひて。採用ふべき事は多からぬ書なり。林羅山先生の神社考。膽吹明神の條。また熱田神社の條にも。此傳を記しあれど。何なり採らざりしと云ふこともなし。同く天淵ノ記を採られしにやと思ふに。前後の事実を記されたるを見るに。彼記に記せるとは。異なる事も見ゆれば。餘の書より採られしなるべし。

○然後と云ふより。入於根国矣と云までは。第五の一書
に。然後素盞鳴尊居熊成峯而遂入於根国矣と有るを採れり。○
故亦名謂月夜見命と云ふことは。第二十六段の徴に論へる謂な
るぞ。新に記せる文なり。ゆゑ八束髪速佐須良命と申す御名
はなきぞ。古史傳に詮せるを見るべし。○或人問。藂雲劔を得
給ふと直に。天照大御神に奉り給へるなど。古事記。古語拾遺。神
代紀ノ正書。共に同じ趣にて。此は信にさくの有べき事なり。但し
書紀の一書に。二の異なる傳あれども。其は記傳九の三十七葉に。書
紀ノ一書に。遣五世孫天之葺根神上奉於天とあるを。ゆゑ一書に
此劔昔在素盞鳴尊許とあるは心得ぬと云れ。またも天之冬衣

神の下に。記傳九の五十八葉書紀に。須佐之男命。かれ霊釼を五世孫に
至まで。天に奉給ふと云ことも。此記古事記とさへ。また彼紀れ餘の傳
どもとは。異にして疑はし。けれど其釼は。よしや彼草薙にはあらずは
非ずとも。他釼にまれ。此神の天に奉給しことならむ。別に有
けむが。草薙のことに混ひたる。傳りなるしにもあらむ。と云まへし
説に従ひて。此釼とられ神の奉なりとある傳を採まほしい
かに。答。此釼を得たまへる事は傳は。神代紀に四ツあると。古事
記とならびの古語拾遺もあれど。書紀と同じ趣なり。其中に。得たまへると。乃天に奉
給へるとあるは。書紀一書のみなり。餘の一書どもは。一ツは此今
在尾張國吾湯市村となりけるにて。天に奉給へるよしとなく。一ツは
此釼昔在素盞嗚尊許今在尾張国也と見えて。此も天に奉給
有るよしは無く。山蔭に。此文を論ひて。昔字いかゞと云はれし
辨ふ。是。このよしありていかゞなり。其由下に云を見て
なし。一ツは遣五世孫天之葺根神上奉於天とある。これ二ツの傳へ
を。師は心得ぬことに云はれしど。そは其釼を得たまふと。乃
奉給ふと云ふなること。然も有べく思ひなさるゝ事故。ふと其方に
心引されたまへるなるべけれど。此は古事記の趣も故取此大
刀思異物而白上於天照大御神也とはあれど。其時速に奉給
へりとは聞えず。唯其事はちなみに記したるまでの文なり。
外にもこの如き類の
文例もいと多かり。まづ書紀正書に。乃上献於天神也とあれ
ども。これ乃字は。助辞にひとしき用格にて。得ると直に献給

するといふ。證とあればこの乃字に非ず。そは乃遣五世孫天之葺根神といふ乃字をそへて暁るべし。五世孫を遣さむには。いかで乃とは云なむ。此にては助字にひとしきことを知べし。然れば此御劒は。昔は須佐之男命の御許に在なりけることを。それ根国に往坐る際にありて。御孫天之冬衣神を遣して奉上あまり得ふにこそ。疑なきものなり。此劒昔在素盞嗚尊許。といふをこれ由あり。天之葺根と申は名乃。やごのく劒に由ある名なるを以ても著明なればを。此神を遣して奉給すると云傳を信られげなもしきを。須佐之男命は根国に急適とて遂はまし給へまで。大刀を得給ふと速に奉て。速に彼国に往坐るとのみ思はまし故と聞えあり。冬衣

といふが。やごのく劒に下なれる名なり。とまで考すらましく。なほ其奉らまほしる大刀は。他大刀ならむ。とさらす云まじくはいふがな里。實は須佐之男命ハ。大國主神の生坐る後ますで此国にまし在。八島士奴美神。亦名ハ淤美豆奴神冬衣神二世れ間神等の国造廻ゐ給ふを見立はし。大国主神生坐して後。遂に根国に往坐るまと疑なく。此はいとも貴き由あるを。そは古史傳に云べし見るべし。

○第八十段

此段は。全く古事記を採て記せるが中に。廃字ハ下文に廃兄弟と有に依て補ひ。彼処とりては。此所に有べき所なればなり。

○第八十一段

此段も。全く古事記を採りて記せるが中に。元書に。轉落。爾追下取時。とあるを。改めて轉落追下矣。爾取時と作るあとは。師説の如く。轉落追下を八十神にかくて。取時をは大国主神にかゝる文なるを。爾てふ言。追下の上に在ては。追下といふことをも。大国主神に係りて聞ゆる故に。文を改め為るなめ。さて蚶を元書に𧏛とあれど。新井君美ぬし東雅に。此段を引て。蚶貝比賣とあるに依て改めたり。此は君美の見られし本に。さの有りしにあらむ。

○第八十二段

此段も。全く古事記を採りて記せり。

○第八十三段

此段も。全く古事記を採りて記せるが中に。發端に。爾大屋毘古神議曰。といふ八字を補へるあり。元書の文を考へ合すべし。加茂翁説に從へるなり。加茂翁の説を。記傳十の三十三葉に見ゆ。ける書。舊印本。延佳本。眞福寺本ともに。自木俣漏逃而去。可参向須佐能男命所坐之根堅洲國とあれども。これ去可字の間に。今此に補へる語乃。うならくば無ては通えぬ所なる故。あるは早く脱ありけむこと疑なし。そは上文に御祖命云々告其子。言汝有此間者。遂為八十神所滅。乃速遣於木國之大屋毘古神之御所とありて。其下文に。自木俣漏逃而去とあるは。御祖命の御言にまた

まれ。それ御許を去て。木国は大屋毘古神乃御所に参向なる
すなる由なきぞ。可参向須佐能男命所坐之根堅洲國云々と詔
へれる。大屋毘古神の議なりすなる御言なるよと論なし。然る
を舊事紀に。去可字れ闕に。御祖命告子云。といふ語のあるは。
前後の文をも考通ゆで。彼書を作れは人れ。譲み加へよはと見
えくるを。記傳みえ。此六字を補ひく。一本に依まる由云はまされし
ど。謂ふに其一本を。決めく後人乃旧事紀まくりく。補すはな
るべし。然るは漏逃而去とはあるを。御祖の御許を去て。木國に
徃坐る由なけるを。其木國にて。御祖命はのく云ふべき由あら
めや。強て旧事紀をたすけて。御祖命共に木国に徃坐るなら
むとも云べきなれど。さては上に。乃速遣於木国大屋毘古神之

御所とあるに應ずべくあらむ。心を平にして熟く考すてよ。なほ
委くは古史傳に註せるを見るべし。○葦原醜男の下に真福
寺元本。命字あれど。此を脱きぞられ

○第八十四段

此段も。全く古事記を採りて記せり。

○第八十五段

此段も。全く古事記を採りて記せるが中に。古訓本には。以牟久
木実云々といふ以字を。此に取とかけなる。真福寺元本によ
れり。

○第八十六段

此段、於是と云より。是奴耶詔矣までは。古事記を採て記せるが中に、旧印本。延佳本。師の古訓本。共に天詔琴とある詔字を。沼とかけるあるを。真福寺ノ元本によれり。そは彼ノ本こゝの字躰天治琴（中略）其夫治琴かくの如くあり。天沼琴の沼をもかく書る。故詔を沼に誤れる所も少からず。記傳に詔琴として解きし説を信ぶべし。○大名牟遅神と云より以下は。出雲風土記に採れり。

○第八十七段

此段。於是と云より詔而といふまでは。出雲風土記を採て合せて記せり。○持字より国作始矣までは。古事記を採れり。○其追廢之時と云より以下は。出雲風土記を採合せて記せり。

○第八十八段

此段。故其と云より。謂御井神と云までは。古事記を採て。此者と云より以下は。神祇式によりて記せり。

○第八十九段

此段。故是と云より。跳而齧其頬矣までは。皺川段第六の一書に。大巳貴神之平國也。行到出雲國五十狹々之小汀而。且當飲食。是時海上忽有人聲。乃驚而求之。都無所見。頃時有一箇小男以白蘞皮為舟。以鷦鷯羽為衣。鷦鷯此云娑々岐隨潮水以浮到。大巳貴神即取。置掌中而翫之。則跳齧其頬云々。古事記に。故大国主神

坐出雲之御大之御前時。自波穂乘天之蘿摩船而。蘿は諸本になし。今は延佳本によれり。師説はけれど。予は字法なれば。内剥鵝皮剥而為衣服有歸來神と有を合せ考へ。委紀はもはら書紀を採て。文の足ざる所を。古事記を採て補へるなり。其中に。書紀には。五十狹々之小汀といひ。古事記にある。御大之御前と云るを。所違へれど。此は何にても事実に害なし。古事記に鵝皮と有を採らば。書紀に鷦鷯と有を採て。訓註に依て佐々伎と書る由にて。古史傳に註と見べし。○故以為より下は。全く古事記を採て文を成せり。但し元書に神産巣日神と有を。唯に産巣日神と書る由にて。首巻第六條に云へると。次段に云ふと比見て辨ふべし。

○第九十段

此段。故爾と云ふより。詔矣までは。古事記に。爾白上於神産巣日御祖命者。答告此者實我子也。於子之中。自我手俣久伎斯子也。故與汝葦原色許男命。為兄弟而。作堅其國云々。神代紀に。乃怪其物色。遣使白於天神。于時。高皇産靈尊聞之而曰。吾所産兒。凡有一千五百座。其中一兒。最惡不順教養。自指間漏墮者。必彼矣。宜愛而養之。とあるを採て合せて記せり。但し古事記に。此者實我子也と有れば。使と共に天に上たてまつる趣なる故。書紀は彼矣とあれど。使のゝ上らぬ趣なり。古事記の趣きそのはらく所思れば。今はそのまにゝ撰り。さて書紀によりて高皇産靈尊といひ。上田百樹云。一本に。神皇産灵尊とありと異本にあり。古事記にある。神産巣日御祖命と云るを。此は古事記に依れる由は。第一段神皇産靈神の下。記傳に註せるを見て知るべし。旧事紀に。書紀と同傳を記して。神皇産灵神とあるを。拠ありて記せるとおぼゆ。そは一通りならでは。書紀を採て古事記によりて替らるゝ如く見ゆめれど。次段に引る如き。めでたき紀傳もまじりあれど。此事の傳は紀記の外なる古書を

採て。書紀によりて文を成せるなるべし。○故より天神と云までは。大三輪神鎮座次第記にあるを。此傳を記して。此故傳曰手間天神也と有を採まゝ至。○亦謂小名牟遅神なり。文明十一年の東大寺戒檀院神名帳に。大汝大明神。小汝大明神と有によれり。古書に大汝命と有るを。小汝命と申せることも有し。少御神とも申せることは。神功皇后の御歌に見えたり。○乃産巣日神之長子也とは。神祇譜に。此名のこと。第百三段の徴に委く云へるに。国作大巳貴神云々。與高皇産霊神之長子少彦名神共經營天下と見えたる傳の如く事実にかなひて通ゆるを採て記しぬ。其は此段の傳に註へるを見て知るべし。○故顕白此神と云より以下は。もはら古事記を採てかく記せり。

○第九十一段

此段。故自爾と云より。国巡作堅之時と云までは。古事記に故自爾大穴牟遅與少名毘古那二柱神。相並作堅此国と有を採れるが中に。作堅此国とのみ有を。一心戮力国巡作堅之時と。能巡造と云るをはじめ。神代紀に大巳貴命與少彦名命戮力一心云々。出雲風土記其餘の書にも。国巡と有に拠て。下の文を起さむとして。之時とは書るなり。○伊邪那岐神と云なり。事依賜矣ゆゑである。出雲風土記に。出雲神戸云々。伊弉奈枳乃麻奈子坐。熊野加武呂乃命。五百津鉏々猶所取々而。與所造天下大穴持命二所大神。此大神等依奉故云神戸と有を

採て文を成せるが中に。亦云御名は。出雲国造神壽詞に採き
ぬ。或人問。これ引る文を。近頃板に彫なる、訂正本の風土記
と合せ見るに。彼本に出雲神戸ハ云々。伊弉奈枳乃麻奈子坐熊
野加武呂乃命。與五百津鉏々猶所取々而。所造天下大穴持命
二所大神等依奉。故云神戸とあるて。五百津の鉏々を取々し
てる天下を造らしゝ大穴持命に係りて。加武呂乃命のそを
取て。大穴持命に依し賜する由なるは非ず。故に五百津乃上に
與字あり。然るを。加武呂乃命の鉏々を。大穴持少毘古那神二
柱に。依し賜へるおもとに採成なるいとのぐ。答古書れ多かるは
中に。出雲風土記なとのも寫誤の多きはあらぬまでぞ。一本に依て
のことを決めがたきそのぞ。予がこれまで見しは本も提朝風乃
七本なるのり校合なる本と。餘に三本あるが中に。予が依るは
本どもに。おが一本なるは。與字取々而の下にありける一本に
そ。加武呂乃命此下にも取々而の下にも有て。おのづく此記に。而與と記る所
多く。楯縫郡の文なとを。六行なるのもの中に。五所さる所なり。然
まるぞ。而与とある本を誤りかと思へぞ。なほ然なるもあらば。訂正
本に。これ楯縫郡の所にも。一所も而與とあけるが。なきをもて私
に削まるものと見ゆまでぞ。此所の與字とても。削まる所もあらむを
知ぬこのらば。まさに而と與とまぎのひに誤まつるま
ともいふ多し。およそなく辨ふべきさものなり。猶字神と作る。
二所大神等の下に此字あり。また一本には。二所大神の下に
疊て大神此二字あり。又一本には。加武呂乃命五百津鉏々
神而與所造天下二所大神等大神依奉故云神戸とあり。また

一本には。所造らり命まで八字なし。内山真龍が此記の解に。一本は。五百津鉏二神所作而とあり。また一本には。鉏以下持以上十四字なしといへり。かくて五百津鉏ミ猶所取ミ而の十字なし。此所北文は非ず。上下の文乃乱るるありと云ひて。削れるはいかゞなり。こは獨り一本にある決のまゝなるを知るべし。かくて予その本どもを比合せて考ふるやうは。一本に五百津鉏ミ神とはならず。五百津鉏神鉏と有りしを誤まるなるべし。また一本に與字取ミ而の下にあるは。いとよろしく。そはまた乃一本は加武呂乃命の下にもあり。また一本に二所まで。取ミ而の下にもあると合せてぞあり。大神の下に此字あなる。此の誤りなるべし。そはまさに一本に。二所大神大神等とあまてぞ。此を疑ふなく。元を二所大神此大神等と有りしならむが。一本には大神の二字を脱して。此を比に誤まれり。一本にある此字を脱して。大神大神等とあれるならむと思ひ定めて。上に引る文乃如く書改めるなり。ゆゑ與字に賜の義あること。云ふまでは然く。大穴持命と共に。国造らしし神ぞ。少毘古那神なることも。云ふまでも無きぞ。於二柱神事依賜矣と文を成せるなり。若くは大穴持命の下に。此神の御名も有りけむが。脱ちらむも知るべからねば。かくて此大神等とハ。加武呂乃命と大穴持命とを申せるな。さてまた。少毘古那神の御名を記にけぐなるを。実に然る理なり。大穴持命少毘古那命二柱と申せるなれの。また三柱神をあまねく申せるなり。詳あらぬが如く聞ゆれども。神戸を依奉らましは。加武呂乃命大穴持命に奉らまししなく。文の意なる。加武呂乃命

は大穴持少彦名命に。五百津鉏の神鉏を依し賜ふ御功は
て。大穴持命は。そを執て。天下を造らしゝ御功なるに依て。此
地の神戸は。此ノ二タ所ノ大神等に。依シ奉らましゝと云の意なるべし。
とはきこえ。加武呂乃命は。大国主神少毘古那神に。鉏を事依
し賜ふることを明らめざれば。此に採て記せり。○於是と云なり。
曰葦原国までは。大三輪神鎮座次第記に。初伊弉諾伊弉冉二
神共生大八洲国及処々小島。而地稚如水母浮漂之時。大巳貴
命與少彦名命。戮力一心。殖生薦葦固造国地。故號曰国造大巳
貴命。因以称曰葦原国。塙本に。薦を蘆に誤れり。今は屋代弘賢
翁の本に依れり。又地神本紀にも。大
巳貴命。初與少彦名命。二柱神坐。於葦原中国。如水母浮漂之時。
為造號成と見えたるは。此傳と同じ趣なるが。文字の脱あるか。

ものと見えたり。とあるに依りて記せる中に。菅を加へたるは由あり。仁明
天皇紀なる。興福寺ノ僧の長歌に。日本乃野馬臺能国遠。賀美侶
伎能。宿那毘古那加葦管遠。殖生志津々国固米。造介牟與利云
云。と詠ふぞ。師も云れたる如く。こは古傳の有しに本づき
て詠るを聞ゆれば。採て補へり。○爾時と云より以下は。出雲
風土記に採れり。

○第九十二段

此ノ段。爾大名牟遅神と云なり。伊豫国之温泉是也と云までは。
伊豫国ノ風土記に。湯郡大穴持命見悔耻而宿奈毘古那命。欲治
而。治一本に。活とあり。大分速見湯。自下樋持渡來而。宿奈毘古那命而漬

浴者。甕間有活起居然。詠曰眞甕寢哉。践健跡處。今在湯中石上也。とあるを採て記せり。但し此文の中に。見悔耻而の四字は。くはしく考ふれど。予いまだ其訓を思ひ得ず。然れども。大穴持命の遠延坐ましゝことは。宿奈毘古那命欲治而とあると。下文に甕間有活起居と有るに就て論ふべく。そは古事記中巻に。爾神倭伊波禮毘古命。倏忽爲遠延。及御軍皆遠延而伏云々。天神御子即寤起詔長寢乎と有るに。此といとよく似たれば。遠延坐る時とは記しゝなり。○仍と云より以下は。今井似閑が萬葉緯に。准后親房記引伊豆風土記曰。昔温泉玄古天孫未降也。大巳貴尊與少彦名。命我秋津洲憫民夭折始製禁藥湯泉之術。伊津神湯又其數而箱根之元湯是也。と有るを採て文を成せり

○第九十三段

此段。爾復二柱神と云より。蒙其恩頼而と云までは。神代紀に大巳貴命與少彦名命。戮力一心。經營天下。復爲顯見蒼生及畜産則。定其療病之方。又爲攘鳥獸昆虫之災異則。定其禁厭之法是以百姓。至今咸蒙恩頼と有るを採て文を成せり。○皆有効驗は。古語拾遺にも同じ傳を記してかく有によれり。○復此と云より以下は。釋紀に引る私記的傳へと。神功皇后の御歌とによれり。其由は古史傳に云へるを見よ。

○第九十四段

此段。爾と云ふより。有不成處焉までは。前段に引る神代紀の一書に。嘗大己貴命謂少彦名命曰吾等所造之国豈謂善成之乎。少彦名命對曰。或有所成。或有不成焉と有を採たる中に所成と有を所成處とのき。不成とあるを不成処とのけるなり。

其傍訓に依て文を成せり。元書に成焉れ間は。是謬也。蓋有幽深之致と云へる文あり。此は後人乃加筆なること疑なきものにて。僻に幽深之致ある御言なり。そは古史傳に註せるを見るべし。○其後と云より。云粟島までは。伯耆国風土記に。相見郡。郡家西北。有餘戸里。有粟島。少日子命蒔粟莠實離々。即載粟弾渡常世国。故云粟嶋也。と有を主と採て。神代紀に上に引る文の次ぎなる。其後少彦名命。行至熊野之御碕。遂適於常世郷矣。亦曰。至淡島而縁粟莖者。則弾渡而至常世郷矣。と有字合せ考て文を成せり。○此二柱神と云ふより以下なり。萬葉集の哥に依て記せり。其由古史傳に註せり。

○第九十五段

此段。於是と云ふより。国成難焉詔矣までは。古事記に。於是大国主神愁而告吾獨何能得作此國。孰神與吾能相作此国耶。是時有光海依來之神。其神言。能治我前者。吾能共與相作成。若不然者国難成。爾大国主神曰。然者治奉之狀奈何。答言吾者伊都岐奉于倭之青垣東山上。此者坐御諸山上神也。とあるに難成なり上の傳を主と採て記せるが中に。光海とのみあるを。忽然神光照海原とのけるなり。書紀に。于時神光照海原。忽然有浮來者

と有を採る。為素装束。現浪末而持天蕤矛而く。地神本紀ニ。于
時神光照海。忽以踊出波浪末。為素装束。持天蕤槍。有浮帰来者
と有を採て文を成せり。（踊出て漢文なる。現字に作る。）爾大国主神問曰ニ
云ふなり。白之則と云までは。書紀ニ。是時大己貴神問曰。然則汝
是誰耶。對曰吾是汝之幸魂奇魂也。大己貴神曰。唯然。廼知汝是
吾之幸魂奇魂。今欲何處住耶。と有を採れり。○答言吾者云く
と云ふなり。大物主神也までは。古事記ニ。答言吾者伊都岐奉于
倭之青垣東山上。此者坐御諸山上神也。書紀に。對曰吾欲住於
日本国之三諸山。故即営宮彼処使就而居。此大三輪之神也。大
三輪神鎮座次第記ニ。對曰欲住於日本国青垣山。故即営御室

於大倭国磯城縣青垣山。使就而居。故號曰御室山（或作三諸山）。此大
三輪大物主神也。と有を合せ採りて文を成せり。○大国主神
之和魂也を。神壽詞に。大穴持命申給久云く。己命和魂乎倭大
物主櫛𤭖玉命登名乎称天と見え。また大倭神社注進状ニ家
牒曰。腋上池心宮御宇天皇（昭孝）元年秋七月云く。天皇夢自称大
己貴命曰。我和魂。自神代鎮三諸山。而助神器之昌建也と有ニ
依て大物主神と云ふは。和魂の御名ニ坐ますを知て記せり。亦
此神之荒魂神者坐狭井社也く。神名式に大和国城上郡狭井ニ
坐大神荒魂神社と有ニよれり。○さて大物主神のこと。古事
記の趣を。此に採れる如く。大国主神の愁て云く謚する時と

有と書紀には。其後少彦名命云々。至常世郷矣。自後国中所未成者。大巳貴神獨能巡造。遂到出雲国。乃興言曰。夫葦原中国。本自荒芒。至及磐石草木咸能強暴然。吾已摧伏莫不和順。遂因言。今理此国唯吾一身而已。其可與吾共理天下者。蓋有之乎于時。神光照海忽然有浮來者。曰如吾不在者。汝何能平此国乎。由吾在故汝得建其大造之績矣とあり。此を傳の異なるには有れど。古事記乃趣ぞ実に然な説とぞおぼえるは。

○第九十六段

此段。於是と云より。謂八千矛神と云までは。大倭神社注進狀に。傳聞倭大国魂神者。大巳貴神荒魂與和魂。戮力一心。經営天下之地云々。ゆゑ八千矛神者大巳貴命以廣矛為杖。撥平豊葦原中国之邪氣。是時大巳貴命号曰八千矛神。と有を採て合せて文を成せり。○其国巡之時と云より以下は。出雲風土記に撫ひ聚めて文を成せり。此は古史傳に云を見べし。

○第九十七段

此段は。全く古語拾遺を採て記せり。

○第九十八段

此段に。出雲風土記に。美保郷。所造天下大神命。娶高志国坐神。意支都久辰為命子。俾都久辰為命子。奴奈宜波比賣命而。本どもに。宜字の下に置字ゆゑは衍なる。今を一本に無みなきり。令産神御穗須々美命。是神坐矣。

故云美保といふ。奴奈宜波比賣命なり以上と。（但し令産と云より以下を。百二段に記せり。）古事記を採て合せて記せり。（沼名河比賣。沼奈宜波比賣同神なる由を。記傳に既く云へるなり。）但し元書に沼名河比賣の歌に。伊能知波那志勢多麻比曽の句の次に。伊斯多布夜。阿麻波世豆迦比。許登能。加多理基登母。許遠婆。といふ五句ありて。阿遠夜麻邇比賀迦久良婆。云云と連ねて。一首と為せる歟。記傳に実を二首なりとて。例をも挙て説きつれど。伊斯多布夜云云の五句二十四字を。前は八千矛神の御歌なる五句の。いかにしてか錯乱て。此歌に紛り重なれる物なり。そをよく詞の連續を考へ通して暁るべし。

○第九十九段

此段は。全く古事記を採て記せるが中に。須勢理毘賣命の御歌の終に。夜知富許能。加微能美許登。許登能。加多理基登母。許遠婆といふ五句を補ひ。神語の下に歌字を補へる由は。古史傳に註せり。

○第百段

此段。故と云より亦名下照比賣命と云までは。古事記を採て記せるが中に。一言主神と云を。高日子根神の亦名と定むる由は。土佐国風土記に。土佐郡。家西去四里。有土左高賀茂大社。其神名為一言主尊。其祖未詳一説曰大穴六道尊子味鉏高彦根尊といふ。此一説を採れるなり。師は此説を誤なりと云はれたれど然らず。そは高賀茂大社

と云ふをもて。味鉏高彦根神なることを始し。けなるは大和国なる。此神の社をも高賀茂社と申すを思ふべし。委くは古史傳に註る如見え。○亦名阿陀加夜努志多伎吉比賣命と云ふより以下は。出雲風土記に。多伎郷。郡家南西二十里。所造天下大神之御子。阿陀加夜努志多伎吉比賣命坐之。故云多吉。神亀三年改字多伎と有るを採て記せり。こは内山眞龍が此記の解に。此を下照比賣なりとせるを云へるは。信に然る説なるべし。○大倉比賣命と云名を。神名式と旧事紀と合せ考て記せり。委くは傳に註と見るべし

○第百一段

此段は。出雲風土記なる高岸郷の古事と。三津郷の古事とを。採て合せ考へて文を成せり。委くは古史傳に註せる如見るべし。

○第百二段

此段。故是と云ふより。令零也までは。同風土記楯縫郡の處に。神名樋山云々。西有石神高一丈周一丈。往側有小石神百餘許。古老傳云。阿遅須枳高日子命之后。天御梶日女命。來坐多吉村産給多伎都比古命。爾時教詔。汝命之御祖之向位。欲生此処宜也。所謂石神者即是多伎都比古之御託。當旱乞雨時。必令零也。吉一本に久とあり。祖一本に社とあれ。託一本に魂とあり。往一本に在とあり。また一本にまを許とあり。と有るを採て記せり。○亦子と云ふより云止屋までは。同記に。鹽冶郷阿遅須枳高日子命御子。鹽冶毘古能命坐之。故云止屋と有るを採まり。○此神之子と云ふより以下は。神名式に採りて記せり。なほ古史傳に

云、万代見
知べし。

○第百三段

此段。大国主神と云より。高照比賣命と云までは。地神本紀に。大己貴神娶坐辺都宮高津姫神生一男一女都味歯八重事代主神。妹高照光姫大神命と有を採て記せり。但し高照光姫大神命とある光大神三字を採らざる由は。古史傳に證るを見て知べし。神屋楯比賣命と云を。高津比賣命の亦名と定めたる由は。古事記に。大国主神亦娶神屋楯比賣命生子。事代主神と見えたるを。記傳に。右の地神本紀を引て。同神ならむと釋きたるに依れり。内山真龍が出雲風土記解にもさありけり。○次を序に云はむ。古事記に。なほ事代主神の次に。亦娶八島牟遲能神之女鳥耳神生子。鳥鳴海神。此神娶某神生子某神。此神娶某神亦名某比賣生子某神。此神娶某神之女。某比賣生子某神。此神娶某神之女某比賣生子某神。此神娶某神之女某比賣生子某神。此神娶某神生子某神。此神娶某神之女某神生子。遠津山岬多良斯神。右件自八島志奴美神以下。遠津山岬帯神以前。称十七世神といへど。予都て信がたく所思ゆる故に。此成文に擧ば。古事記のまゝに信ぜむ人は。記傳に就て見るべし。○亦将御合云々八野若比賣命而と云へり。云美談即有正倉と云までを。出雲風土記に採て據ひて記せるが中に。御穂須々美命などのごとく建御名方神なほ

由なり。地神本紀に。大己貴神娶高志沼河姫生子一男建御名方神。坐信濃国諏方郡諏方神社。と見えたるに拠れり。○此大国主神之御子と云ふより以下なり。神名秘書に引ける。神祇譜天図記に。国作大己貴神。此神者。素盞嗚尊孫子天之冬衣神子也。與高皇産霊神之長子少彦名神共經營天下。凡此神生子。一百八十一神。以十五柱為珍子而。天下四方国人夫等令咸蒙恩頼此之縁也。といふ凡此神生子といふより以下の傳を採て記せり。神代紀にも。大国主神。其子凡有一百八十一神とぞのりたる見えたれ。さて神祇譜天図記といふ書。神祇本源にも引きて。神祇譜とぞのれるもいへり。また天を傳とも作るを何の正しからむ。予いまだ其全書を見ざれども。彼此に引ける所見るに。所謂両部神道を起さむとして作れる書の如く見ゆ。其中に。まゝそれらしき古傳とも拠ひ記せられたる。此らぬき賜物にて。両部を附會せらる罪をぞ贖ふ

詳くぞおぼゆる。然れども何にまれ。古き書を。よく心をとどめて見る説きものぞかし。大凡七八百年前の書なるをとも。疑ひなきもそれなり。其を神祇本源八。後醍醐天皇の元應二年に。度會家行神主の撰説る書なるに。それに古書としも。引用ひたるは非なり。

○第百四段

此段は。出雲風土記に見えたる傳どもを。採り聚めて記せるは其中に。天活玉命天三降命なり。姓氏録。旧事紀。其餘の古書どもを考へて記せる所。其由は古史傳に就て見るべし。さて事の次第の鮮からぬ故に。かくは記したれど。此神たちの順次を。必しも兄弟の次第と思ふべからず。系圖にあり。此の順次と異にせるも。心得あるべきなり。

○第百五段

此段も出雲風土記なる。加賀神埼の古事。加賀郷の故事を採り合せて記せるが中に。猿田毘古神。大土之御祖神と云ふを。佐田大神の亦名と定るは由て。古史傳に就て見るべし。

国立公文書館
National Archives of Japan